

令和6年度 第1回松江市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

- 1 日時 令和6年5月23日（木）10：00～11：30
- 2 会場 松江市役所 第4別館 教育委員会室（参集及びオンラインによる）
- 3 会議の出席者（順不同）

（1）協議委員 14名（所属・敬称等 略）

野津 勇、西村 睦、萬代 俊江、宍道 光裕、福島 喜美子、加本 市郎、赤木 直行
柳澤 優大、大西 真悟、世良 匡司、高橋 悟、長坂 正、深貝 登志子、森岡 俊則
※欠席者5名（多々納 雄二、宮阪 敏章、岡田 志恵美、富澤 治、岩宮 恵子）

（2）松江市 9名

藤原教育長、川上副教育長、森脇法務専門官、佐藤法務専門官、
生徒指導推進室 奥原室長ほか室員4名

4 委嘱状交付

（1）交付（事務局）

本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。令和6年度松江市いじめ問題対策連絡協議会の委員として、市長から委嘱される方は19名でございます。本来なら市長よりお一人ずつ交付すべきところですが、先般、各協議委員の皆様に委嘱状を送付させていただきました。何卒ご了承いただきますようお願いいたします。なお、委嘱期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日です。よろしくお願いいたします。続きまして、松江市いじめ問題対策連絡協議会の委員委嘱にあたりまして、上定市長がごあいさついたします。なお、本日上定市長は公務のためご欠席ですので、あいさつは事前に収録させていただきました。

（2）上定市長あいさつ

皆さん、おはようございます。松江市長の上定です。松江市いじめ問題対策連絡協議会の開催にあたり、ビデオメッセージで失礼ながら、ごあいさつさせていただきます。協議委員の皆様にはお忙しいところ、委員にご就任いただき、また本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本市では、平成30年にいじめ防止基本方針を改定し、いじめの防止と認知並びに認知時における適切な対応に努めてまいりました。いじめを速やかに認知し、その対策を講じることが、子どもたちが健全な成長を遂げる上で極めて重要であり、私たち大人が責任をもって取り組まなくてはならないものと考えております。そうした中で、いじめ問題の解決に向けた効果的かつ具体的な対策を議論する場として、平成26年に本協議会が設立され、教育、福祉、法務関係者、市民活動団体などが一体となって取り組んでまいりました。近年、いじめの認知件数は大幅に増加しておりますが、学校現場において積極的な認知が進み、きめ細やかな対応がなされている表れととらえております。また、本市では、不登校児童生徒が増加する現状に対応すべく、昨年9月より不登校にある子どもたちと社会がつながることを目的に、タブレット端末を用いた不登校支援を進めてまいりました。一定の試行を経て、今年5月からは「ボタンねっと」という支援プログラムを本格的にスタートしておりまして、今後も児童生徒と保護者の皆様を対象とするアンケートの結果を踏まえて、改善に努めてまいります。本日もご参集いただきました皆様には、教育分野をはじめとする様々な領域の専門家として、協議会に参加いただいております。子ども

たちが安心して学び、成長できる環境を整えるため、貴重なご意見、ご提案をいただきますことを期待しております。本日は、いじめ対策に係るこれまでの取組とその成果、現状と課題、今後の対応方針などについてご審議いただきます。皆様方から忌憚のないご意見を頂戴して、活発に議論いただきますようお願い申しあげて、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

5 協議委員自己紹介

6 事務局等紹介

7 資料の確認

8 会長、副会長の選出（会長：高橋委員、副会長：西村委員）

○高橋会長あいさつ

改めまして、島根大学の高橋と申します。先ほど申しませんでしたけれど、専門は臨床心理学で臨床心理士・公認心理師でもあります。昨年度も会長を務めさせていただきました。より一層、多くの委員の方に

ご発言いただいて、有意義な協議の場にしていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○西村副会長あいさつ

失礼します。市内の小中学校では、定期的に校長会が開かれまして、また中学校では生徒指導部会も年に5回開催されます。生徒指導に係る情報共有がなされる場でもありますので、学校現場の実態や時には相談も含めて、こちらの連絡協議会とも共有させていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

9 協議会の公開、非公開（全体を通して公開）

○高橋会長

まず議事に先立ちまして、会議の公開、非公開について事務局に確認いたします。本日の議事に松江市情報公開条例第30条に該当する報告協議事項は含まれていないと聞いていますけれども、すべて公開としてよろしいでしょうか。

○奥原室長

はい。よろしいです。

○高橋会長

それでは本日の協議等につきましては、公開とさせていただきます。では、まず事務局より報告事項をお願いいたします。

10 報告

○奥原室長

資料1をお開きください。「令和5年度松江市におけるいじめの認知状況」について報告いたします。はじめに(1)「松江市における小・中学校別いじめの認知件数の推移（令和3年度から令和5年度）」のグラフをご覧ください。直近3年間についての認知件数の推移を示したものです。令和3年度から令和4年度にかけては、大幅に認知件数が増加しました。これは、多くの学校で積極的ないじめの認知が進み、組織的に適切な対応がなされた結果として昨年度も報告しています。以前はけんか等の悪ふざけとしていたケースもいじめとしてとらえ、事実確認からお互いの謝罪

まで丁寧な対応が多く行われるようになってまいりました。年によって件数の増減はありますが、令和5年度についても、各校で細やかないじめの対応が進んでいたと考えております。また、令和5年度も令和4年度と同様に1,000件近いいじめの認知がありました。各校が丁寧にいじめの対応を行うようになり、その結果双方向によるいじめの認知件数が増えたことも、全体の認知件数の増加につながっていると考えております。

(2)「小・中学校の学年別いじめ認知件数」のグラフをご覧ください。小学校では、中学年と高学年の認知件数が多く、発達段階や環境により不安定になりやすい多感な時期のこどもたちは、トラブルが多い様子がうかがえます。中学生になると、学年が進むにつれて認知件数が減少する傾向にあります。これはささいなトラブルが多い1年生時の丁寧な対応がこどもたちの成長につながり、よりよい集団生活の基盤づくりとなっていると考えております。

次に資料1の2ページから3ページの報告をいたします。それぞれの表は、「いじめの態様」、「いじめ発見のきっかけ」、「いじめの形態」を示しています。まず(3)「いじめの態様」についてですが、表は令和3年度から令和5年度に認知されたいじめの態様を右の8項目について分類したものです。令和5年度は、小中学校ともに、「①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」、「⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」という項目が多く報告されました。言葉でのいやがらせが多く、加害者の軽率な行動や判断不足が原因でトラブルとなっているという場合があります。また、⑦の具体的な内容として、「殴るふりをする」、「カッターナイフを取り出す」など相手を威圧するような行為も報告されております。また、④は暴力行為ですが、⑨にも「胸ぐらをつかまれる」、「首を絞められる」などの暴力行為が含まれていました。令和5年度の暴力行為の件数については、小学校で大きく減少しました。これは、各校で暴力行為のとらえを再確認した結果、これまで④に計上していたものが、③、⑦に推移したと考えております。また中学校では、⑧のSNSに関わる事案が年々増加しております。SNSに関わる事案は、悪口や画像などが拡散し、その後の対応が難しくなる場合がありますので、引き続き情報モラル教育やネットトラブルへの適切な指導を推進していきたいと考えております。また(4)「いじめ発見のきっかけ」について、小学校では、①、⑦のいじめを受けた本人やその保護者からの相談が発見のきっかけになったものが多くありました。中学校では、①の「いじめを受けた本人からの訴え」に次いで、④「担任以外の職員からの情報」が多く報告されました。中学校は、休憩時間や部活動の時間、下校時にトラブルが発生する場合があります、学級担任以外が現場を発見し、対応するケースが多く報告されました。(5)「いじめの形態」についてですが、小中学校とも加害児童生徒1人、被害児童生徒1人のケースが最も多く報告されました。繰り返しますが、これは1対1のけんかを学校がいじめとして積極的に認知するようになったためであります。加えて1対1のけんかの場合、丁寧な聞き取りのもと双方向のいじめとして認知される場合が多いことも、①の形態が増える理由と言えます。ここまできじめの実態等について説明をいたしました。いじめの認知については、最終的には各校のいじめ対策組織の判断によるところではありますが、松江市全体で実態を共有して、より適切な認知やいじめの未然防止などについて、今後も研修の機会等を設けていきたいと考えております。

続いて資料2の説明をいたします。「令和2年度から令和5年度における不登校、不登校傾向児童生徒の状況」について報告します。令和5年度の小学校の不登校児童が345人で、前年度より

66 人増え、中学校の不登校生徒は 376 人で 63 人の増加でした。小学校の不登校傾向の児童は 117 人で前年度より 4 人増え、中学校の不登校傾向の生徒は 68 人で 6 人増という報告がなされました。ここからは資料には記載しておりませんが、小学校の不登校 345 人のうち、男子が 178 人、女子は 167 人で、令和 4 年度より男女ともに 30 人程度増加しています。また、校内外の支援、相談・指導を受けていない児童については、令和 4 年度の 139 人に対し、令和 5 年度は 179 人でした。昨年度よりさらに数が増えておりますので、早急な対応が必要と考えています。一方、外に出かけるなど比較的自由に過ごす児童につきましては、令和 5 年度は 207 人、前年度は 175 人でした。より詳しい実態把握が必要であると考えております。中学校の不登校 376 人のうち、男子は 194 人、女子は 182 人でした。男子が約 20 人の増加に対し、女子は約 40 人の増加となっております。校内外の支援、相談・指導を受けていない生徒は、前年度 127 人に対し、令和 5 年度は 171 人と 50 人弱増加しております。また、比較的自由に過ごしている生徒は 247 人と、前年度より 20 人弱増加しております。進路保障が重要な中学校では、不登校生徒の社会的自立を見据えて、学習機会の確保や関係機関へのつなぎと進路支援を含めた関わりが必要であると考えております。

続きまして資料 2 の裏面をご覧ください。問題行動の状況についてです。令和 3 年度から令和 5 年度までの状況をグラフで示しております。問題行動のうち、いじめの加害行為を赤色の棒グラフで示しております。小学校は、生徒間暴力が大きく減少しました。前年度が 158 件に対し、令和 5 年度は 24 件でした。先ほどのいじめの認知の報告でも申しましたが、暴力行為のとりえが各校で再確認されたことも減少した理由だと考えております。また、生徒間暴力の全てをいじめの加害行為として扱っております。器物損壊についても、50 件から 15 件に減少しました。中学校でも、生徒間暴力が 34 件に減少しておりますが、小学校と同様に全てのいじめの加害行為として認知しております。器物損壊についても、42 件から 19 件に減少傾向にありました。

続いて資料 3 になります。「令和 5 年度いじめに関する報告書 年度末状況調査報告」について説明をいたします。令和 5 年度の認知事案で、令和 6 年度も継続して指導対応や経過観察を行うケースについてまとめております。小学校で 128 件、中学校で 94 件、高等学校で 3 件ございます。年度をまたいで対応が必要な理由については、それぞれの表の「未解消の主な理由」をご覧ください。また 4「まとめ」に記載しておりますが、令和 5 年 12 月までに認知した事案のうち、83 件が解消に至っておりません。その理由としては、一応の和解ができて解消として判断が可能なケースであっても、児童生徒や保護者に不安感が残っていたり、加害生徒の不安定な状況が続いたりすることがあり、学校が危機感をもって引き続き丁寧に見守りを行っているケースもあります。令和 5 年度末の時点で解消になっていない事案については、令和 6 年度 1 学期終了後に再度調査を行い、解消に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして資料 4 になります。「令和 5 年度松江市いじめ相談電話ホッとライン相談受付状況」について説明をいたします。令和 5 年度の電話相談件数は、8 件でした。そのうちいじめに関する内容は 6 件ございました。相談時間帯は朝から夕方の日中でしたが、中には 60 分を超える相談もございました。2 ページ以降に設置要綱を記載しておりますので、またご覧ください。令和 5 年度は相談時期が 10 月以降に集中したことをふまえて、不安定になりやすい 2 学期、3 学期の期間の取組について、時間を延長して開設するなど対応を検討していきたいと考えております。報告は以上です。

○高橋会長

ただいま、事務局から資料1から4に基づきまして報告をいただきました。質問等あります方は挙手をお願いします。

○森岡委員

資料2について、不登校は中学校も小学校もかなりの数が増えています。いじめに起因する不登校の増加についてわかれば教えていただきたいと思います。以上です。

○奥原室長

いじめを起因として不登校が長引くというようなことになれば、重大事態として対応すべきものですので、いじめのために不登校が増えているということは、申しあげることができません。

○森岡委員

できればそういった実態を把握し、不登校といじめの関連をきちんと見極めていってほしいと感じております。以上です。

○高橋会長

いじめを原因とした不登校に関しては、重大事態として別途把握しているところだと思いますけれど、何か事務局からコメントがありますでしょうか。

○奥原室長

不登校についてですけれども、現在、生徒指導推進室としましても、実態の把握のために児童生徒や保護者に対するアンケートの作成に取り組んでいるところであります。それをもとにして、より細やかな実態を把握して、取組につなげていきたいと考えております。

○柳澤委員

資料1(1)(2)の認知件数の推移について、令和4年から令和5年にかけて小学校全体で30%程度、学年別では中学年を除いて各学年40件ほどの減少が見られ、いじめを未然に防ぐための学校としての取組や工夫があったのではないかと考えます。何か減少する要因がありますでしょうか。教えていただければと思います。

○奥原室長

認知件数はその年ごとに増減はありますが、各校でも工夫した取組を行っていただいていると感じております。具体的な内容につきましては、また学期ごとのいじめの取組についての報告もいただくことになっておりますので、そちらで把握していきたいと考えております。

○野津委員

いじめを認知した場合、学校では教育現場に何か課題があったのではないかと、学校の課題についても目を向けるようにしていると認識しています。おそらく、いじめを認知した学校は、例えば、学級・学校の集団づくり、仲間づくり等に改めて力を入れていくと思います。二度といじめが起らないような学級・学校集団づくり、仲間づくりに力を入れるので、結果的にはいじめが少なくなっていくことはあろうかと思えます。未然防止に力を入れた結果ではないかと思っています。以上です。

○深貝委員

問題行動の状況について、生徒間暴力がいじめの加害行為にカウントし直されるということで、要するに生徒間でけんかをした場合にはダブルでカウントされると理解してよろしいですか。

○奥原室長

お互いにそういった行為があった場合は、双方向の加害、被害の認知として計上しております。

○深貝委員

本人たちは、これがお互いにいじめ行為であると認識しているのでしょうか。

○奥原室長

学校でいじめの認知として取りあげた場合、組織での対応となります。その際に、様々な指導方法、こどもたちの実態に合わせて指導がなされるとは思いますが、具体的にいじめという言葉を使って、指導される場合もありますし、いじめという具体的な言葉を使わずにその行為についての指導がなされる場合もあると考えております。

○深貝委員

本人に自覚がない場合もあるということですね。要するに、いじめを未然に防ごうと思って教育をされていると思いますが、本人たちとしてはけんかを双方がいじめをしたと理解できてない場合もあるということですね。成長の過程で説明の仕方が難しいかもしれませんが、事前にこういうこともいじめになるという教育はされているととらえてよろしいですか。

○奥原室長

特に暴力行為については、どの学校においてもいかなる場合でも許されないという指導は間違いなくなされていると認識をしております。いじめという言葉を使わないにしても、そういった行為をやってはいけないという指導をされていると考えています。

○高橋委員

想像するに、なかなかその自覚に至らない児童生徒に対して、それはいじめだという指導が行われたりすることもあるのではないかと想像したのですが、学校現場や関わりのある委員の方で何かご発言いただけたらと思いますけれど、いかがでしょうか。

そうしましたら、報告に基づく質疑に関してはここまでということにして、続いて協議に移りたいと思います。

協議案件①「松江市いじめ防止基本方針」の改定について、事務局から説明をお願いします。

○奥原室長

資料5「松江市いじめ防止基本方針（令和6年度版）」について説明をいたします。平成30年度に大幅な改定を行い、その後は委員の皆様からのご意見を参考にし、修正を加えてまいりました。令和5年度においては、文部科学省の通知等を受けて、重大事態の報告に関すること、いじめ対応の警察との連携に関することなどについて追記をしております。それを受けて、令和6年度版につきましては、内容について昨年度からの大きな変更点はございません。細かな部分の変更はいくつかございまして朱書きしていますので、ご確認をお願いします。なお、目次の22ページから24ページの部分につきましては、本日最初のところで報告の際にご覧いただいた資料1を加えることとなりますので、ご承知おきください。以上です。

○高橋会長

ありがとうございました。資料5の赤字のところが改定内容になり、22ページから24ページについては、資料1を入れる形になるということであります。ご意見のある方は挙手願います。改定内容については、あまり大幅な変更がないところですが、今年度から委員になられた

方もおられますし、目を通していただいて何かお気づきのことがありましたら、ご発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○赤木委員

雑賀公民館の赤木です。この方針の16ページの地域や家庭との連携というところですが、いじめ等の問題について「保護者が地域の人に相談しやすい環境を作るために、日頃から公民館等と連携する」という一文が入っています。今年度の傾向を見たときに、小中学校で閉じこもりがちな児童生徒数が平成30年度から比べると2倍以上になっています。こういう点からすると、地域でカバーできる場所があるといいと思います。まずスタート地点としての相談しやすい環境ということ、これは公民館等にも求められているところがあると思います。地域に民生児童委員等いらっしゃるけれども、ここでイメージしていらっしゃる公民館等との連携で、もし事務局等でこのようなことがあるということがありましたら、お話いただけたらと思います。

○奥原室長

地域の方の公民館等との連携について、我々も学校の指導や対応の相談にのったときに、公民館等との情報共有をアナウンスさせてもらっているところでございます。我々としても、公民館等と連携をとらせていただいて、いじめ問題に限らず不登校問題についても訪問型支援等で実際に公民館にお世話になっているという事例もございます。引き続いて、様々な機会に情報共有また相談をさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○赤木委員

ありがとうございました。協力できる場所をしっかりと協力していきたいと思います。

○高橋会長

よろしくお願いいたします。その他いかがでしょうか。

ではこの内容でご承認いただけるということでよろしいですか。

ではご承認いただいたようですので、続いて協議案件②「令和6年度 松江市いじめ防止対策事業推進スケジュール」について事務局より説明をお願いします。

○奥原室長

資料6「令和6年度松江市いじめ防止対策事業推進スケジュール」について説明をいたします。今後の計画になりますが、本日ご協議いただきました松江市いじめ防止基本方針は、令和6年度版を策定しまして、6月には市内各市立学校に周知いたします。それをもとに各校に対して、学校いじめ防止基本方針の点検、改定作業を依頼します。そして9月に提出をしていただき、あわせて各校のホームページ、学校だより等で各校の基本方針を保護者、地域に発信していただくこととしております。また11月をいじめ防止啓発月間としまして、管理職を対象に「魅力ある学校づくり研修会」を開催予定としております。いじめ防止のために学校に求められることについては、すでに市内校長会、教頭会等でも周知しておりますが、今後も様々な機会に市教委からも、発信を続けてまいりたいと考えております。資料には記載しておりませんが、前年度も実施した協議委員の皆様による学校訪問について、今年度も実施の方向で考えております。日程、内容等は未定でございますけれども、2学期以降のところ各校の授業公開日、さらにはいじめの防止月間等の活動にあわせて計画したいと考えております。後日改めまして、皆様にはご案内をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。以上です。

○高橋会長

ありがとうございました。事務局からの説明に、質問やご意見のある方は挙手願います。

○長坂委員

松江市のいじめ防止基本方針を見ると、5 ページで「保護者の役割」と「こどもの役割」という項目があり、保護者やこどももこのいじめ問題に関する重要な関係者で意見を求められることがあるという記載がされています。この点、推進スケジュールを見ると、例えば保護者に対して、保護者もこのいじめ問題に関する重要な関係者だということも周知できているのかと思います。この推進スケジュールを見ると、右上に「新入生及びその保護者への学校いじめ防止基本方針の周知」があるのですが、ここで学校いじめ防止基本方針というのはおそらく学校が「これこれを行います」というような内容の周知だと思いますので、必ずしも保護者に求められているという周知にならない気がします。例えば、この松江市いじめ防止基本方針という冊子を新入生及びその保護者に配付することが1つ考えられるのではないかと思います。この松江市いじめ防止基本方針は、非常に長大で正直分かりにくいと思っているのですが、ただ配付されたら保護者のご意見、感銘力を深めるものなので、保護者にも自分ごととして考えてもらえるのではないかと思います。この基本方針を配付するのがベストな方法かは分からないのですが、そういったことを検討していただくのではないかと思いますのでご提案します。以上です。

○高橋会長

ありがとうございます。事務局から今のご意見、ご提案についていかがでしょうか。

○奥原室長

大変貴重なご意見をありがとうございました。この松江市のいじめ防止基本方針の周知につきましては、松江市のホームページにも掲載をしておりますけれども、我々としまでもいじめだけではなく、不登校問題についても子どもたちを取り巻くあらゆる大人が関わって支えていくことが大切だと思っておりますので、また啓発の仕方等について研修等も含めて今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○高橋会長

保護者への周知や伝達等について、学校現場の方から何かありますでしょうか。

○野津委員

小学校では、保護者の皆さんにPTA総会や新入生保護者説明会等の場を利用して説明をしたり、学校のホームページにこのいじめ防止基本方針を掲載したりして、周知をしている現状にあると思っています。ただ先ほど指摘があったように、保護者の方にも自分ごととして考えてもらうことは大切な視点だと思っています。そこのあたりがしっかりとメッセージとして送れているかという点、どちらかというと遠慮気味で、どうしても学校の果たす役割が中心になっているという現状があるかと思います。ただ重なりますけれども、保護者の皆様も含めて、大人が自分ごととして考えるということは、本当に大切な視点なので、これから私も保護者の方に話すとき、そのあたりのことも伝えていきたいと思っています。以上です。

○高橋会長

ありがとうございます。基本方針において、保護者の役割がこのようになっていますということが、どの程度メッセージとして伝わっているかというところかなと思いますが、福島委員から

何かコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○福島委員

この認知についての現状を見ながらですけれども、議員の皆さんが把握するのも大事ですし、こどもや保護者がきちんとこういう状況であるということをお知らせできないと感じています。学校側から保護者の役割を伝えると学校側が責められるといけないので、年22回あるPTA連合会の会議のときに、「学校の先生方に頼るのではなく、きちんと自分たちのこどものことをしっかり把握しましょう」というような内容を話しています。私たち保護者から保護者に発信することも大事だと思っていますので、そういう会議のときには伝えていきたいと思っています。ただ、私が集める会議は会長さん等こどもにきちんと向かい合っている人たちですので、いろんな方にどうやったら伝わるかというのは、また一緒に協力してやっていきたいと思っています。以上です。

○高橋会長

ありがとうございます。そうですね。「保護者の役割はこうです」ということを伝える前のところで、まず実態として「現状こうなっています」ということをもっと伝えていくということです。そうすると「資料22ページから24ページに内容が掲載されていますのでぜひご覧ください」、あるいは「保護者の役割はこうですよ」という形ではなく、「こどもに関わる保護者を含めたいろいろな関係者の役割が記載されていますので、ぜひご覧ください」というような周知が適当なのかと私は思いました。他の委員の方々からいかがでしょうか。

○萬代委員

保護者への周知ということですが、幼稚園や保育園では、なかなかそのいじめとはとれないのですが、トラブルがあったときには「こういうことがあって、お互いにこういう思いでやっていました」と反対の保護者にもそういうことをお話しして、こどもたちのそのときの心のケアやその後のケアをお願いしております。その積み重ねを大事にしながら、いじめにつながるところを未然に防いでいきたいと思っています。園でも、それから園長会でもずっと皆がそういう気持ちでやっていると思っていますので、ポンと小学校に行っていじめということではなくて、そこまでの丁寧な支えが保護者も有効だと思いますし、こどもたちにとってもこういうときにはどうしたらいいか、自分の気持ちをそのときそのときで、きちんと人に伝える大切さを知らせていきたいと思っています。ここには本当にいいことが書いてあると思っています。以上です。

○高橋会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

昨年度も実施した学校への訪問について、日程、スケジュール未定ということですが、いつ頃お知らせいただけるかとかそのあたりは現段階でわかっていますでしょうか。

すみません。今のことはまた後回しにします。

○宍道委員

発見のきっかけのところに戻りますけれども、なかなかこどもからいじめの相談ができない、言えないこどもたちが学校から配付している端末やSNSを通じて、学校の先生と話をすることができるような仕組みはあるのでしょうか。

○奥原室長

SNSの利用について、現段階でそういった取組をしている情報はつかんでおりません。ただ各校においては、アンケートQUの実施や教育相談の実施等によってこどもたちのSOSをキャッチすることはうかがっております。また、民間でそういった取組があると聞いたことがございますけれども、そういったことも今後、考えていかないといけないことだと考えております。

○宍道委員

ありがとうございました。

○高橋会長

児童生徒に今デバイスが配付されている状況で、その活用をどのようにしていくかというところも、今後の課題なのかなということを思いました。もう1つ、先ほどまでの文脈で申しあげると、資料1の2ページ目「いじめ発見のきっかけ」で、小学校においては⑦当該児童の保護者からの情報がかなり多いということがありますので、特に小学校においては、保護者に伝達していくことも、必要あるいは有効なのかと思った次第です。

その他の委員の方からいかがでしょうか。

では先ほど私が問いかけた件については、いかがでしょうか。学校訪問の日程です。

○奥原室長

現段階ではつきりとお答えできませんけれども、昨年度で言いますと大体8月ぐらいにご案内をさせていただいています。各校の授業公開日、それからいじめに関する取組等がおよそ2学期中、9月から11月ぐらいに開催されるのではないかと考えておりますので、そのあたりのところで計画ができればと考えております。

○高橋会長

ありがとうございます。委員の方々におかれましては、心づもりをしておいていただければと思います。この「松江市いじめ防止対策事業推進スケジュール」については、よろしいでしょうか。これでご承認いただけますでしょうか。

ではご承認いただいたようですので、以上で協議を終わります。

最後に、全体を通して何かご意見等のある方は挙手をお願いします。

では、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

それでは、事務局から1点連絡をお願いします。次回、第2回の協議会のご案内です。期日ですけれども、令和7年1月24日金曜日、時間は本日と同じ時間の午前10時から11時30分に予定しております。詳しいご案内については、後ほど皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○高橋会長

今回の日程のご案内をいただきましたけれど、よろしいでしょうか。ご予約しておいていただければと思います。これで議事を終了させていただきます。事務局にお返しします。

○事務局

高橋会長様、議事の進行、誠にありがとうございました。それでは最後に、藤原教育長がごあいさついたします。

○藤原教育長

それでは終わりにあたりまして一言ごあいさつを申しあげたいと思います。

皆さんお忙しい中、会議に参加いただきまして、様々なご意見を頂戴しましたこと、誠にありがとうございます。何点かお話をさせていただきたいと思います。私は常に社会に出てから子どもたちに役立つ能力は、思いやりとコミュニケーション能力ということを申しあげて取組をしているところでございます。その中で、やはり先ほど話がありまじたいじめの認知の件数が増えたこと。これはお互いに、今どういう気持ちなのかを相互に認識させるという意味があると思っています。あなたがしたことを相手はとてもいやな思いをして受け止めていること、こういうことはやはりしてはいけないというのを、学校現場でそれぞれのこどもに認識をしてもらうことが最も大切なことであります。こんなことはしてはいけないということをこどもたちに理解してもらいたいということで、取組を進めてきたところでございます。

それから、不登校につきましては、国はご承知のとおり COCLO プランというものを示しており、どこにもつながらないこどもをなくしていくという取組でございます。学校以外の選択肢を増やしていくという取組、それから学校内での支援センターを積極的に整備していく、そういう取組がなされているところでございますし、不登校という言葉に対しても、学校へ通いにくい子という表現が新たに取入れられつつあるということでございます。松江市としては、冒頭にお話がありました「ボタンねつ」という不登校のお子さんを支援する仕組みを始めたわけでございますが、大前提としてやはりその不登校になるお子さん、それから保護者の皆さんがどういう気持ちでいらっしゃるのかというところが一番のポイントであり、課題に对应していくことがこの問題の解決につながっていくものだと思っております。現在、アンケートの準備等もしていますが、しっかり取りまとめを行いながら、今後の施策に生かしたいと考えているところでございます。

また去年は新たな取組として、保護者同士の意見交換会を開催いたしました。様々な観点からご意見を頂戴できたものと思っております。実際、何をこどもたちや保護者の皆さんがお考えになっているのかをしっかりと把握した上で、今後の施策に取り組んでいきたいと思っております。

また、先ほどありましたタブレットの活用につきましても、令和 6 年度の国の文部科学省の方針では、タブレットを使ったこどもたちの健康把握、それから日常生活でもささいな問題点がないかというのを毎日把握することによって、未然にそういう変化に的確に対応していくという方針も示されております。先ほどありましたように、まだこの取組につきましても、着手できていないところではありますが、非常に有効な取組であると思っております。この点についても、ぜひ早期に実施できるように環境を整備していきたいと考えておるところでございます。

いずれにしても、この問題につきましても、常に変化しております。要因も複雑、多様化している中での対応になりますが、学校だけではやはり解決できない問題も多々あるというところがございます。皆さん方の知見をぜひ、この問題の解決に生かしていただきますようお願いを申しあげまして、終わりにあたってのごあいさつとしたいと思います。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

○事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 1 回松江市いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。ありがとうございました。